

(別紙)

「(仮称) 伊豆スカイライン CC 太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書」
に関する意見書

第1 全般的事項

- ア 事業の実施に関して、周辺住民、下流域住民や関係機関に対して事業説明等が不十分であり理解されていない状況である。また、大幅な事業計画の変更を行いながら、環境影響評価の手続きが行われているため、住民から不信感を抱かれているのが現状である。住民の理解と協力を得るため、環境保全に関するデータや情報を最大限公開し、事業の透明性に努め、誠意をもって十分な説明を行うとともに、住民からの要望に応えるため、具体的に要望を伺う方法を示すこと。
- イ (仮称) 伊豆スカイライン CC 太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に定めている影響範囲及び調査範囲に基づく環境影響評価に限定した場合は、伊豆の自然豊かな環境と景観を脅かす恐れが免れないことから、適切な範囲、方法にて調査等を実施し、環境と景観を保全するために必要とする環境範囲及び調査範囲を設定すること。特に、水質悪化や土砂災害の恐れ、下流域(大見西側、大見川、狩野川等)における動植物(鮎や稲作等)の生息・生育環境への影響について適正な調査等の範囲を設定することを求める。
- ウ 方法書の内容について全体として収集可能な文献資料等が不足していることや、他県での事例を転記したと疑われる記載が見受けられ、不備があり内容の信頼性に乏しい。本指摘事項を入念に精査したうえで修正・加筆するとともに、環境影響評価の項目選定を見直し、方法書の手続き中に公表することを強く求める。なお、修正・加筆にあたっては、一般住民が理解できる用語と内容に近づけるよう努めること。
- エ 方法書は、土地の安定性、河川の変化及び土壌、土砂の流出、堆積の項目が省略されるなど県条例の項目に則っておらず、方法書としては不十分である。本事業は「静岡県環境影響評価条例」に基づき行われるべきものであるため、静岡県環境影響評価技術指針等を基に修正することを求める。
- オ 工事の実施や工作物の存在及び供用に対し想定される影響が記載されていない。想定される影響を明記の上、環境影響評価の方法を検証すること。
- カ 地域気象観測所に海沿いで気候が異なる「網代」のみを選定し、方法書(頁4.2-22)には、県内に無い観測所「新川地域気象観測所」が記載されている。このように、記載の誤りや不備が見受けられる。伊豆市の自然的・社会的データは、環境影響評価の項目を選定するために必要な情報であるため、誤りがある方法書は受け入れることはできない。また、環境影響評価を実施するにあたっては、最新の知見、先行事例や専門家の助

言、関係機関及び地域住民等の意見を取り入れ、環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の実施手法を詳細に記載すること。

キ 使用している地図について、国土地理院長の承認を得ること。得ているのであれば、その旨を記載すること。

ク 文化財は指定の有無に関わらず環境影響評価の対象であり、文化財の既存資料調査では、本事業実施区域周辺の有形民俗文化財に指定されている馬頭観音等の石造物等の記載が無く不十分である。更に、本事業の実施区域において、手続き中、工事中及び供用時に新たな文化財が確認された場合には、「伊豆市文化財保護条例」に基づき、市文化財保護担当課と協議のうえ、保存及び活用のための必要な措置について、適切に対応すること。

ケ 近年発生している記録的な豪雨により全国各地で災害が起きていることを鑑み、本事業で計画している調整池3基について、最悪の事態を想定し、調整池が破損した場合のリスクを解析し、被害の影響範囲を周知・公表するとともに避難情報を発出する際の具体的な計画を示すこと。

コ 大規模な森林伐採による治水や土砂災害等への安全対策について、十分な安全性を担保できる予測評価結果を得るために必要な調査項目を選定すること。

サ 太陽光パネルの破損に伴うあらゆる事故を経済産業省等の事例を基に想定し、その対応策や住民等が被害を受けた際の補償方法を事業計画に追加記載すること。

シ 排水施設として水路、側溝等の工事施工方法が不明確であるため追加記載すること。工事中の沈砂池及び供用時における調整池の土砂の堆積量について、調整池の必要容量を確保しているかを監視するカメラシステムと現地踏査モニタリングにより管理し、確保できていないようであれば、速やかに土砂を搬出する等の防災対策を常に実施する体制の構築と情報公開を実施すること。調整池、沈砂池及び排水施設維持管理について、各施設の放流口まで浚渫及び清掃と区域内すべての側溝及び水路で年数回の清掃を行い、写真を添付のうえ、定期的に報告すること。また、準備書においては、工事中及び供用時における土砂の浚渫等を含めた維持管理計画書に関して具体的な方法を記載すること。

ス 事業終了後における調整池、沈砂池等の維持管理計画について方法書に追加記載し公表すること。

セ 落雷、漏電等を含めて火災等が発生した場合、山間地の消火活動にあたっては、大量の水、大規模な人員と資機材等が必要となる。また、火災に限らず風水害、地震等災害を含め、関係機関と協議しながら火災対策マニュアル、防災マニュアルを作成し方法書に記載し公表すること。

ソ 方法書では、観光や産業に係る視点が不足している。本事業を実施するうえで、観光と産業に係る影響に対し配慮事項を準備書に明記し環境影響評価を実施すること。

タ 対象事業実施区域付近は、冬季に降雪がある地域であり、太陽光パネルが降雪による加重の影響を受ける可能性について記載がない。また、降雪による交通障害と火災が同

時発生した場合の視点など、雪害発生時の影響について確認し方法書に記載し公表すること。

第2 個別事項

1.事業計画

(1) 雨水排水計画、防災計画、文化財保護計画

ア 静岡県環境影響評価技術指針に規定する雨水排水計画・防災計画・文化財等保護計画について記載が無いため、方法書に追加し公表すること。

イ 下流域の濁水の影響にも関係するため、濁水の濃度を確認する必要があるが、仮設沈砂池はどこに設置するのか。上澄みを放流となっているのでオリフィス構造になると考える。その場合、降り始めは調整池の滞留時間で放流されるので問題ないが、調整池が満水になった後は調整池に入ってから放流されるまでの時間を算出し、濁水濃度の計算を準備書に示すこと。

ウ 調整池と河川との接続が不明である。雨水排水計画として方法書に追加し公表すること。

エ 防災に関する計画、マニュアル作成が示されていない。太陽光パネル設置に起因した土砂災害が発生しないように計画し、もし土砂災害が発生した場合の対応について計画し方法書に追加し公表すること。

オ 工事用水の取水方法、使用量、調達先等は未定となっているが、火災等が発生した場合山間地での消火活動にあたっては大量の水、大規模な人員と資機材等が必要となる。関係機関と協議し火災対応マニュアルを方法書に追加し公表すること。

カ 工事実施時及び太陽光発電所共用時における、風水害、地震等における防災対策マニュアルを方法書に追加し公表すること。

(2) 事業計画

ア サイトAとは何か、最初に出てくる頁で説明すること。また、変電所、サイトAの場所がわかりにくいとため、わかりやすい図に修正すること。方法書頁2.2-5~7には、変電所、サイトAの場所が記載されていないため方法書に追加し公表すること。

イ 太陽光パネルの設置方向と傾斜角度は、反射光の予測の基本的な条件となるため、明確し方法書に追加し公表すること。また太陽光パネルは、土地の傾斜なりに設置するのか、平らに造成後設置するのか、明確に方法書に追加し公表すること。なお、造成後に太陽光パネルを設置する場合は、土地利用の内訳に改変部の面積として方法書

- に追加し公表すること。
- ウ 方法書頁 2.2-9 に記載される最大放流量、下流無害放流量、必要調整容量の根拠及び各調整池の流域面積は、下流域の防災対策や、河川・濁水等の予測評価にも関係するため、方法書に追加し公表すること。また、無害放流量の「無害」とは何に対して無害なのか示すこと。下流の最小流下能力とその地点を示し、無害放流量と比較すること。
- エ 防災調整池の構造等の概要について、記録的豪雨の降雨量を踏まえたうえで、関係河川の流下能力をどのように計算したか方法書に追加し公表すること。あわせて排水計画も詳細に示すこと。
- オ 樹林伐採・伐根や、調整池工事により、土砂流出、周辺樹林の風倒被害が考えられる。地盤調査や対象事業実施区域付近の状況把握等を踏まえ、災害を未然に防ぐことのできる対策と、その根拠資料を方法書に追加し公表すること。
- カ 調整池が適切な位置にあるのか、流域の末端に設置されていないと濁水の影響が下流域に及ぶため、各調整池の流域を方法書に追加し公表すること。また、調整池までの水路はあるのか、ある場合は明確に記載すること。
- キ 単結晶シリコン太陽電池モジュールで変更の可能性があるとしている。使用する太陽光パネルに有害物質が含まれていない根拠が示されていない。太陽光パネルに有害物質が含まれていない根拠を持って記載すること。なお、太陽光パネルに有害物質が含まれている場合は、有害物質の含有量、破損等による流出量及びその防止対策について方法書に追加し公表すること。また、太陽光パネルの破損による漏電の危険性について、地域住民等への注意喚起の周知の方法と破損時の処理方法について方法書に追加し公表すること。
- ク 送電線工事も本事業の一部であるため工事中の騒音、振動の予測評価について準備書に記載すること。また、送電線について、埋設部と架線部の位置を準備書に記載すること。
- ケ パワーコンディショナー、副変圧器、連結変圧器の設置場所が図示されていないため方法書に追加し公表すること。
- コ 送電線及び系統連結地点までの工事及び設備を対象事業に加え、対象事業実施区域とすること。また、静岡県環境影響評価条例に基づき、対象事業の変更規模要件を超える場合、又は変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となる場合には、環境影響評価の手続きをやり直すこと。
- サ 事業終了後の解体処分計画の記載が無いため事業終了時、どこが主体となって設備解体・処分するのか、その費用等について解体処分計画を準備書に記載すること。なお、全ての設備に関する解体費用の積み立てを行う計画とすること。
- シ 河川管理者との協議について記載が無いことから、河川管理者の意向が不明である。協議実績がある場合には、方法書に追加し公表すること。

ス 各工事の工種及びそれらの期間を示した工程表を方法書に追加し公表すること。特に、造成工事における搬入路などの道路関係、調整池関係は、主に騒音や水質の予測評価に関係するので明確にすること。

セ 方法書頁 2.2-14 にある「可能な限り排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型を用いる計画」と記載されているが、周辺住民への影響及び工事中の大気質、騒音、振動の予測評価にも関係するため、必ず対策型の重機を使用すること。

(3) 汚水排水計画

ア 下流域の濁水の影響にも関係するため、工事車両を洗浄した排水や洗浄設備の概要及び維持管理方法等の計画について方法書に追加し公表すること。

(4) 造成計画

ア 騒音や振動、廃棄物の予測評価に関係するため、切土及び盛土計画について土量計算を行い、変更される土量について示すこと。

イ 樹木伐採等の工事は、民家に近い場所でも行われるため、計画的に行う必要がある。伐採計画を方法書に追加し公表すること。伐採木等を搬出する車両は、工事用車両として台数を示し、騒音・振動等の予測条件に加味すること。

(5) 緑化計画

ア 森林は、土地の安定性や水源涵養の面だけでなく、動植物の生息環境として重要である。方法書頁 2.2-16 で計画される伐採面積が最小となるよう検討し、方法書に追加し公表すること。

(6) 環境保全計画

ア 悪臭に関する事業計画が記載されていない。悪臭発生施設が無いのであれば、その旨記載すること。

イ 予測評価に基づく環境保全措置は、環境保全計画に記載された事項はもとより、伊豆市民や地域住民及び関係団体等との調整を図りながら検討し、より具体的な表現・内容を準備書に記載すること。

ウ 建設車両の通行により、交通量が大幅に増加すると思われる。通行経路の道路状況と沿線にある家屋等を踏まえ、地域住民への影響に配慮したうえで、地域住民や関係機関等との調整を図ること。

エ 環境保全計画（方法書頁 2.2-19）の「a. 大気質」に、工事関係車両の急発進の禁止やエコドライブ、アイドリングストップ等の対策を準備書に記載すること。

オ 環境保全計画（方法書頁 2.2-19）の「a. 大気質」に、粉じん等を低減するため「必要に応じシート被覆等の飛散防止対策」、「道路の散水を必要に応じて実施」とあるが、

- 粉じんは常時発生するため作業時間中は「シート被覆」、「散水」は常に実施すること。
- カ 環境保全計画（方法書頁 2.2-19、-20）の「b. 振動・騒音」の「(a) 騒音」に、工事用車両の交通誘導を記載すること。
- キ 環境保全計画（方法書頁 2.2-20）の「c. 水質」にある「適切に沈砂池及び調整地内の土砂の除去を行うことで、一定の容量を維持する。」とあるが、「一定の容量」ではなく、排水基準を遵守できる「必要容量」の確保が必要であるため、必要容量を確保できる管理方法を方法書に追加し公表すること。また、土砂の除去に対する施工計画書を方法書に追加し公表すること。
- ク 調整池の必要容量が具体的根拠をもって示されていない。調整池の必要容量は、何年確率の降雨で設計したのか。防災施設計画及び排水施設計画を、具体的な算定根拠をもって方法書に追加し公表すること。林地開発許可条件にある「想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、下流域の被害が軽減されるように、工事中も含めて土砂の流出や濁水の防止対策に万全を期すこと」に対してどのように対処するか、根拠をもって示すこと。近年は熱海の土砂災害をはじめ、各地で異常気象による想定外の豪雨による土砂災害が発生しており甚大な被害の発生が見られる。今後は、被害の軽減ではなく被害が発生しないよう事前の対策・防災の考え方が必要である。線状降水帯等の豪雨を想定した調整池の容量、被害防止対策を図ること。
- ケ ゴルフ場の芝の上に太陽光パネルを設置する場合、パネルが無ければ雨水は浸透するが、太陽光パネル設置により設置面積分は浸透せずにそのほとんどは調整池に流入することになる。そのため、調整池の必要容量計算の際は、パネル面積は浸透係数を1とし計算すること。
- コ 造成区域及び伐採区域において、汚染土壌の存在に係る情報が記載されていない。工事前に、「土壌汚染対策法」などを踏まえ、造成区域及び伐採区域において、農薬等汚染土壌の存在に係る情報を現地踏査及び関係機関等への聞き取り調査により確認すること。仮に、汚染土壌の存在が確認された場合には、「土壌汚染対策法」など関係法令に準じて適正に対処すること。
- サ 工事に伴い産業廃棄物として「木くず」が発生すると記載しているが、粉碎チップを製造する機械の使用には触れていない。碎木機は騒音規制法に係る特定建設機械に該当し、環境影響評価項目に係る事項であるため方法書に追加し公表すること。
- シ 調整池の安定性に関係するが、ボーリング調査の実施場所の記載が無い。事業計画に具体的に示すこと。
- ス 反射光における施設の存在において、「緑化フェンス」が方法書では抽象的な記載となっているため、具体的に記載すること。動物、植物、生態系などの予測に必要な記載であり、幅、長さ、高さなど具体的に数値を準備書に記載すること。
- セ 太陽光パネルの定期的な点検はどのくらいの頻度なのか、点検計画を方法書に追加し公表すること。

- ソ 供用後の除草計画を方法書に追加し公表すること。
- タ 温室効果ガスについて、方法書頁 2.1-2 に「二酸化炭素を発生させないクリーンエネルギーである太陽光発電事業」とあるが、伐採と太陽光発電でどの程度二酸化炭素の抑制メリットがあるか計算し記載すること。
- チ 方法書頁 2.2-23 の、「h. 温室効果ガス」に、「供用後は、発電設備の定期的な点検を行い、発電効率の低下防止に努める。」とあるが、方法書の「環境保全計画」とどのように関係しているのか示すこと。
- ツ パワーコンディショナーや配線から発生する電磁波は、テレビやラジオの周波数に類似している可能性がある。パワーコンディショナーなどから電磁波（電波障害）が発生する可能性を考慮し、それらの保全対策について具体的に準備書に記載すること。
- テ 本事業の対象事業実施区域の周辺には、稼働中の小規模な発電事業地が存在していると思われるが、存在しないとする根拠を示すこと。また、環境省 HP 閲覧が令和 2 年 6 月時点なので最新データではない。最新データで記載すること。
- ト 静岡県環境影響評価技術指針、第 3 「イ地域特性に関する情報」に「各種開発計画等の策定状況」「関係法令による指定、規制等」とあるが、方法書には伊豆市で作成した計画や条例について記載が無いため記載すること。計画や条例を選定しなかった理由を説明すること。

(7) 地域関係

- ア 関係地域の範囲（方法書頁 2.2-24）において、環境項目ごとの調査範囲の設定根拠が示されていない。調査範囲の設定根拠を示すこと。特に景観は、10km ほど離れた葛城山、城山からの影響を指摘されている（方法書頁 2.1-1）。
- イ 対象事業実施区域の下流域に存在する河川については現状の確認、浸水被害等を考慮する必要がある。排水が合流すると思われる城川及び大見西川も関係地域に追加すること。
- ウ 破損した太陽光パネル等、廃棄物等に関しては、対象事業実施区域外に運搬する予定であることから、使用する道路も影響範囲に含め環境影響評価の対象とすること。
- エ 表 2.2-9（方法書頁 2.2-25）に示される「市区名」に「静岡県伊豆市」とあるが、「伊東市」、「伊豆の国市」には「静岡県」を付けていない。統一した表記に修正すること。

2. 地域概況

(1) 気象

- ア 表 3.1-1（方法書頁 3.1-1）気象地点を最寄りとして「網代」にしているが尾根の反対側である。主要工事用道路を西側に設定しているため気象地点として「三島」も加

える必要があるため追加すること。

(2) 調査方法

ア 大気汚染、騒音、低周波空気振動、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る関係地域公害苦情の発生状況については、既存資料だけではなく、関係機関等への聞き取り調査を行い最新データの把握をすること。

(3) 騒音及び低周波音

- ア 方法書頁 3.1-14 に「自動車騒音の状況」があるが、資料として静岡県が作成した「令和元年度大気汚染及び水質汚濁等の状況」を加えること。
- イ 図 2.2-4 (方法書頁 2.2-13) に記載されている結果は、工事用道路と比較参照する必要があることから、図 3.1-10 (方法書頁 3.1-15) と同じ縮尺に修正すること。

(4) 水底の底質

ア 水底の低質の状況 (方法書頁 3.1-25) に記載される結果は、地点数を記載しているが測定している場所が不明なため、市町村単位の表を作成すること。

(5) 土壌汚染

ア 図 3.1-15 (方法書頁 3.1-28) に記載される図面に、土壌ダイオキシン類測定地区である「伊豆の国市浮橋」の位置を入れること。

(6) 地形・地質

- ア 活断層など安全対策等を検討するうえで必要な資料が不足している。地質調査総合センターHPに活断層等が記載されているので図示すること。
- イ 方法書頁 3.1-30 に、重要な地形・地質の根拠として、伊豆半島ジオパークのジオサイトを入れること。
- ウ 関係地域の範囲が 2,000m に設定されていたが、図 3.1-16 (方法書頁 3.1-31) は、東西方向の範囲が 2,000m 満たないため、適切な縮尺の図面の修正すること。
- エ 図 3.1-18 表層地質図 (方法書頁 3.1-33) に、断層 (活断層) の記載が無い。根拠資料を付して記載すること。

(7) 動物

- ア 動物相の文献 (方法書頁 3.1-48) に、「静岡県の鳥類」、「駿河の昆虫」などの文献が不足している。現状の動物相を把握する必要があるため可能な限り多くの文献その他資料を収集し再確認すること。
- イ 動物相 (方法書頁 3.1-49) の調査結果にクモ類が含まれていない。クモ類は、「静岡

- 県レッドデータブック 2019」に記載されている。クモ類を調査対象とすること。
- ウ 現状の動物相の把握に必要なため、表 3.1-30（方法書頁 3.1-49）に重要な種だけでなく、動物の生息種リストを掲載すること。
- エ 出典を明確にする必要があるため、表 3.1-30（方法書頁 3.1-49）に、リストの個々の欄に根拠資料番号（出典）を記載すること。
- オ 表 3.1-38（方法書頁 3.1-58）に陸上貝類が記載されているが「河川水辺の国勢調査のため生物リスト」で扱われていないため、種名の根拠とする文献は何か示すこと。

（8）植物

- ア 現状の植物相の把握には、可能な限り多くの文献その他資料を収集する必要がある。表 3.1-21（方法書頁 3.1-34）には「静岡県植物誌」「静岡県自然誌」などが含まれていない。文献その他の資料が不足しているため、資料を収集すること。
- イ 表 3.1-22（方法書頁 3.1-34）に菌類（キノコ）が含まれていない。菌類も植物と同様に資料調査を実施すること。
- ウ 表 3.1-22（方法書頁 3.1-34）に概要だけでなく、生育種リストも掲載すること。また、リストの個々の欄に根拠資料番号（出典）を記載すること。
- エ 対象事業による植物相の影響を評価するための基礎情報として、対象事業実施区域の植物相の状況を整理する必要がある。方法書頁 3.1-34 に、1,186 種が確認されたとあるが、どのように調査した結果か示されていないため記載すること。
- オ 表 3.1-21（方法書頁 3.1-34）に示される文献番号 3 は、複数の元文献をデータベース化したもので、元文献から調査範囲に生育する可能性のある植物種を抽出する必要がある。
- カ 表 3.1-21（方法書頁 3.1-34）に示される調査対象は、中伊豆町と伊東市に絞られている。対象事業実施区域を含む範囲の植物相の状況を可能な限り正確に把握するためには、広域に分布する植物種も抽出する必要がある、記載市町の抽出基準も記載すること。
- キ 表 3.1-21（方法書頁 3.1-34）に「中伊豆町」の記載が使われているが、これは伊豆市に合併する前の旧町名である。現在は伊豆市であることが明確に示されていないため、以後の図面で使用する市町名の記載と一致する表記に修正すること。
- ク 図 3.1-19（方法書頁 3.1-35）に示す調査範囲が不明確である。調査範囲及び調査対象を明確に記載すること。
- ケ 方法書頁 3.1-36 に、植生自然度の説明が記載されていないため、その指標を使用するに至った経緯や、本項目で記載する必然性が本文からは不明である。その指標についての出典を含めた説明と、その指標を本項目で使用する目的を記載すること。
- コ 表 3.1-23（方法書頁 3.1-36）に、植生の状況を把握する際に使用した文献資料が明記されていない。植生の状況把握に使用した文献資料を記載すること。

- サ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）の作成時期が不明で、調査範囲が網羅されていない。相観植生図は、方法書に基づき現地調査で作成し、準備書において本事業による改変状況を予測・評価すること。
- シ 現地踏査日の記載がないため、相観植生図（方法書頁 3.1-40）が適した時期に作成されたものなのか、どの時点での相観植生図なのか不明である。相観植生図の作成日を記載すること。
- ス 方法書頁 3.1-36 の、植生自然度に区分した基準やその文献が不明である。植生自然度の区分に使用した基準（出典）を明記すること。
- セ 表 3.1-24（方法書頁 3.1-38）に、自然度の出典が明記されていない。出典を明記すること。
- ソ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）の、変電所、サイト A の位置が不明である。位置を明確にすること。
- タ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）の、背景地図の出典が明記されていない。出典を明確にすること。
- チ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）の自営線が不明瞭。明瞭にした図に変更すること。
- ツ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）の改変区域が不明瞭。明確に範囲がわかるようにすること。
- テ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）に、任意踏査のルートが記載されているようだが、凡例にない。踏査ルートを示すのであれば、別図に記載すること。
- ト 相観植生図（方法書頁 3.1-40）に、調査範囲に関する記述がない。調査範囲の設定根拠条件と調査範囲を示すこと。
- ナ 相観植生図（方法書頁 3.1-40）は、調査範囲内の植生図が完成しておらず、未完成の状態。調査範囲を変更するか、範囲内の相観植生図を完成させること。
- ニ 表 3.1-25（方法書頁 3.1-42、-43）には、文献調査による植物記録種リストを明記すること。重要種の妥当性を確認することができない。
- ヌ 表 3.1-25（方法書頁 3.1-42、-43）には、「静岡県植物群落」や「天然記念物緊急調査」が含まれていない。追加するとともに調査文献に漏れがないか再度確認すること。
- ネ 表 3.1-25（方法書頁 3.1-43）の文献番号⑥には複数の文献がまとめて記載されている。選定基準文献として個別に扱い記載すること。
- ノ 表 3.1-28（方法書頁 3.1-46）には、該当項目に該当する植物を抽出する際に使用した文献が記載されていない。文献調査で使用した資料を明記し、その他事業の立地上配慮を要する植物について再抽出を行うこと。

（9）景観

- ア 表 3.1-41（方法書頁 3.1-65）は、眺望地点として伊豆半島全域の山間部からの眺望

が不足している。対象事業実施区域周辺には、「富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）公園計画書」に基づく道路（伊豆半島周回線）、歩道（伊豆半島山稜線歩道）、園地（巢雲山）などが分布していることから、これらの道路、自然歩道、園地を眺望地点として取り上げること。また、道路や自然歩道については連続して景観が変化することから、シークエンス景観の視点を追加すること。

イ 表 3.1-41（方法書頁 3.1-65）は、山麓の集落周辺の眺望の良い場所や、地域に密着した眺望地点及び隣接している別荘地内からの眺望景観も項目選定し方法書に追加し公表すること。

ウ 表 3.1-41（方法書頁 3.1-65）は、景観に対する調査地点が6か所と限定的であり、また、対象事業実施区域の周辺を中心としている。伊豆半島内の多くの山々から360度の眺望を望むことができることから、太陽光発電施設が様々な眺望地点から視認される恐れがあり、眺望景観への大きな影響が懸念されることから、対象事業実施区域からの距離に関わらず、調査地点の増加と複数の地点からのフォトモンタージュ等も項目選定し方法書に追加し公表すること。

エ 伊豆半島は、その全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、国内でも有数の希少かつ豊かな自然を有している。こうした恵まれた自然環境を活かし、伊豆山稜線歩道をはじめ、半島内の至る所に遊歩道やハイキングコースが整備されており、多くの山々の山頂からは、富士山、駿河湾、相模湾、大室山、天城山など360度の大パノラマの雄大な眺望が楽しめることで人気を博している。本市において、遊歩道や登山道、ハイキングコースからの眺望そのものが観光・景観資源を形成しており、これら半島内の多くの眺望地点から太陽光発電施設が視認されることは、眺望景観に影響を及ぼすことが懸念される。これらのことから設備の規模や形状、配置、高さなど様々な角度から十分な検討を行うとともに、フォトモンタージュ等により、環境影響評価を実施し、景観への影響を回避または低減できるよう必要な保全措置を講じること。また、予測評価で作成した資料等は伊豆市の観光の観点から提供をお願いする。

オ 表 3.1-42（方法書頁 3.1-67）には、多賀火山群・丹那断層のみが取り上げられているが、「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書 日本の自然景観・東海版」(環境庁編、1989)で「伊豆スカイライン」があげられるなど、周辺地域の自然景観資源の選出が不足しているため、再確認し追加すること。

カ 対象事業実施区域は、自然公園法の「富士箱根伊豆国立公園」に隣接するため、事業実施及びその準備について、留意して行うこと。

キ 方法書に記載の調査地点に加え、伊豆市景観まちづくり計画景観形成基準において明記している道路景観軸（伊豆スカイライン）、一団の住宅地（別荘地を含む。）等からの視認の有無について検証すること。なお、当該方法については、完成予想図の作成（シミュレーション）等により調査、予測及び評価を実施すること。やむを得ず視認が確認される地点がある場合、その対策について、景観法に基づく届出前に事前協

議を行うこと。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 表 3.1-44 (方法書頁 3.1-69) は、地点だけの抽出となっているが、伊豆半島山稜線歩道などの、登山道、遊歩道、自然歩道、散策路、ハイキングコース、サイクリングコースなど、線的に利用されている「人と自然との触れ合い活動の場」も抽出すること。

(11) 自然災害

ア 「自然災害」の項目が無い、静岡県環境影響評価技術指針、第3「イ地域特性に関する情報」の項目が不足しているため、方法書に追加し公表すること。

(12) 文化財等

ア 表 3.2-39 (方法書頁 3.2-56) 指定文化財について、静岡県の指定状況等の記載がない。また、伊豆市 HP に記載されている文化財の多くの記載が無いため、方法書に追加し公表すること。

(13) 水道事業計画

ア 水道事業計画の有無の記載が無い。項目自体が抜け落ちているため、方法書に追加し公表すること。

3. 調査予測評価の手法

(1) 項目の選定

1) 水環境

ア 表 4.1-2 (方法書頁 4.1-2) に適切な濁水の影響予測、安全対策を実施するため水環境に浮遊物質量 (以下、「SS」とする。) を追加すること。

2) 大気質

ア 表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) では、工事の実施時に工事用車両や建設機械から排気ガスの発生が見込まれるため現況調査、予測評価は必要であり「環境要素の区分」の「大気質」に「環境基準が規定されている物質」の追加をすること。

イ 切盛土の位置が不明であり、調査地点との関係を把握することができないため、図示すること。

3) 低周波空気振動

ア パワーコンディショナー等からの低周波空気振動の発生があるため、表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) に、「低周波空気振動」における、「施設の稼働」区分の対象とすること。

4) 地形及び地質

ア 対象事業実施区域付近の地質は、第四紀の宇佐美火山噴出物で覆われていることから降雨の浸透性は高い傾向にあるが、太陽光パネルを設置することから地下浸透が少なくなり、地下水の供給量が著しく減少し、周辺の地下水位及び地下水揚水量に影響する懸念がある。地形及び地質の地下水について、表 4.1-3、表 4.1-5 では項目として選定しないとあるが、表 4.2-2 (25) では予測・評価の手法が記載されている。地形及び地質の河川について、表 4.1-3、表 4.1-4 では項目として選定するとあるが、表 4.2-2 (25) には記載されていない。説明を求めるとともに、方法書として不適切な記載であることから修正を強く求める。また、太陽光パネルを設置することにより水収支が大きく変化する。そのため、地下水及び井戸等への影響を適切に把握するために、まずは下流域において地下水等の利用の有無から調査する必要がある。

5) 動物、植物、生態系

- ア 表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) の項目にある「工事中資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」は猛禽類をはじめ、動物の生息に影響を与える可能性があるため、「動物」及び「生態系」の評価項目の対象とすること。
- イ 排水処理や太陽光パネルの輻射熱による微気象変化の影響が懸念され、表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) に示す「工事中資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」は、繁殖・生息環境に影響のおそれがあるため、「動物」「生態系」を評価項目の対象とすること。
- ウ 太陽光パネルの輻射熱による微気象変化の影響が懸念されるため、表 4.1-4 (方法書頁 4.1-4) で、微気象変化による動物、植物、生態系への影響も環境影響評価の項目に選定すること。

6) 電磁波

ア 表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) パワーコンディショナーから発生する電磁波は、テレビやラジオの周波数に類似している可能性があるため、電波障害を方法書に追加し公表すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法の選定

1) 専門家意見

ア 専門家等からの意見徴収について、動物及び植物しか記載されていない理由を記載すること。また、その他の項目に関しても専門家等からの意見徴収をすること。

2) 大気質

ア 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-3) 粉じん以外に工事用車両、建設機械から排気ガスが発生することから、環境基準の設定がある項目については、影響がないことを把握するためにも予測評価をすること。また、建設機械は年間を通して稼働するため、気象調査は、予測評価に必要である大気安定度を算出するための項目 (イ 参照) も含め通年観測をすること。

イ 伐採により、気象への影響が想定されるため、本事業の対象事業実施区域においては、風向・風速、気温、湿度、気圧、日射量、放射収支量、降水量等、年間を通じた気象の観測を実施すること。また、重機の排ガス、粉じんの予測評価のため、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び粉じんの四季観測行うこと。

ウ 気象の観測結果については、気象の異常年検定を行い、適切な年のデータであることを準備書で確認したうえで、環境影響評価を行うこと。

エ 図 4.2-1 (1) (方法書頁 4.2-7) に示される「気象 A」及び「一般 A」は民家と反対になり、地点設置条件などが不適切であるため、保全対象となる民家側 (対象事業実施区域東側の別荘前付近) で行うこと。

オ 図 4.2-1 (1) (方法書頁 4.2-7) に示される「沿道 A・B」地点は、工事用車両台数が最大という観点から適切地点と考えられるが、沿道における保全対象となる民家が以下の 2 地点に存在するため沿道地点を追加すること。

① (株)ナチュラルキッチン伊豆工場 (伊豆市冷川・伊豆スカイライン沿い) の南側に工事用道路に近接した民家

② 伊豆市城付近 (城川沿い) の集落の代表地点

カ 図 4.2-1 (1) (方法書頁 4.2-7) に示される「一般 A・B」「沿道 C」は、保全対象となる民家側の直近に配置すること。ただし、別荘地のため、どこにでも民家は立地可能であることから、稼働する重機及び草刈り機の直近の敷地境界を地点とすること。

3) 騒音、振動、低周波空気振動

ア 表 4.1-3 (方法書頁 4.1-3) では、工事用資材等の搬出入路のどこで想定されているのか不明である。搬出入路が対象事業実施区域外に拡幅造成される可能性がある場合は、準備書において環境影響評価項目として加えること。

イ 表 4.2-2 (7) (方法書頁 4.2-9) 調査期間に土曜日が含まれているが、土曜日でも工事を行うのか記載すること。

ウ 本事業の対象事業実施区域は雄大な自然と共存した清閑な地域にあり、外部を要因とする騒音・振動の発生が少ないことから、建設機械の稼働、工事用資材の搬入及び施設稼働後の予測結果が現況の測定値を上回る場合は、環境保全措置を講じること。

エ 表 4.2-2 (11) (方法書頁 4.2-14~17) 工事用車両の通行により、発生する振動で沿

- 道建物等への損傷（ひび割れ等）が考えられるため、工事前に沿道建物等への状況を調査すること。具体的な環境保全措置は準備書に記載すること。
- オ 表 4.2-2 (16) (方法書頁 4.2-18) 騒音及び振動調査地点の設定根拠が不明であるため、なぜその地点なのか明確な根拠を示すこと。
- カ 図 4.2-1 (2) (方法書頁 4.2-19) 沿道調査地点は、川の音等除外すべき音が想定されるため、川の近く、道路のカーブ、音の反射を避ける等、周囲の状況を十分理解したうえで適切に設定すること。
- キ 切盛土の位置、パワーコンディショナーの位置が不明のため、調査地点との関係が把握できないため、切盛土の位置、パワーコンディショナーの位置を図示すること。
- ク 施設稼働により騒音・振動・低周波空気振動が、パワーコンディショナーから少なからず発生するため、同一機種で騒音・振動・低周波空気振動の調査をしたうえで、準備書ではその結果を用いて予測評価を実施すること。仮に影響が小さいと想定される場合にも、その根拠を示す必要があるため、予測評価を実施すること。

4) 水質汚濁

- ア 濁水は対象事業実施区域より下流域で水田など利水等への影響が考えられ、調整池からの排水は事業実施前の SS 濃度以下にすることが、下流域への影響を抑えることになる。また、「造成等の施工による一時的な影響」、「地形の改変及び施設の存在」の濁水予測では降雨による最大 SS 濃度を用いないと危険側予測となる。そのため、調整池が接続している 3 河川において、事業実施前の濁水濃度を把握する必要があり、「大雨時における SS 最大値及びその時の河川流量」を追加すること。
- イ 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-21、-23) 調節池との記載があるが、誤字ではないのか。誤字であれば訂正すること。また、調節池であれば説明文を記載すること。
- ウ 表 4.2-2 (19) 新川地域気象観測所は正しいか確認し必要であれば訂正すること。
- エ 表 4.2-2 (20) 工事は年間を通して行われる予定で、最近では降雨も梅雨や台風の時期ばかりではないため、下流域に対する濁水対策を検討する必要があり、その基礎データとして通年観測が必要である。よって河川の状況の現地調査項目として、放流先と考えられる地点での通年観測を追加すること。
- オ 小規模降雨の濁水は、沈砂池で対応可能と考えるが、今の予測手法では工事中における出水時の濁水予測ができない。また、事業区域の下流域では水田などがあり影響が考えられるため、「6.予測の基本的な手法」に「大雨時（出水時）における SS」を追加すること。
- カ 環境影響予測の影響範囲は、「主要な濁水が河川に流入した後、バックグラウンド濃度と同程度となる十分混合する地点まで」（環境省水質調査方法）とし、準備書では調査及び予測評価を実施すること。また、予測条件は浮遊物質初期濃度の最大値 3,000 mg/L（「新版ダム建設工事における濁水処理」より引用）を採用し、沈砂池から発生す

る濁水を完全混合式により予測すること。なお、予測にあたっては、条件となる調整池の設計容量及び沈降試験（造成地の土砂で実施）の実測値を明確に記載すること。

キ 供用時、調整池からのSSは、想定外の豪雨も頻繁に発生するため、調整池のハザードマップによる50年確率の降雨と調整池容量を基に算出すること。また、林地開発許可条件にある「想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、下流域の被害が軽減されるように、工事中も含めて土砂の流出や濁水の防止対策に万全を期すこと」に対してどのように対処するか、根拠をもって示すこと。対象事業実施区域外へ土砂が流出しないための対策を立案し、公表すること。また、準備書には具体的な環境保全措置を記載すること。

ク 調査及び予測地点については、予定される各沈砂池及び調整池からの排水先直下の公共用水域地点とし、その影響が及ぶ下流側に設定すること。地点の条件として「安全を確保したうえで人のアクセスが可能な場所」とした場合、環境影響を予測評価できない流域が生じてしまう恐れがあるため、対象事業実施区域に含まれる流域の末端部（敷地境界）とすること。

ケ 本事業の事業特性にある「調整池」の設置におけるコンクリートの使用について、アルカリ排水の発生が懸念される。下流側の河川の水質、水生生物等への影響と周辺農地及び河川下流域の農作物等への育成被害も想定されることから、環境保全計画を方法書に追加し公表すること。また、環境影響について予測評価を行うとともに、影響を回避・低減するための環境保全措置及び供用後の管理計画を準備書に記載すること。

コ 図4.2-2(1) 沈砂池、調整池及び排水路（対象事業実施区域内外を含む）を図示すること。

サ 図4.2-2(2) 造成しない地点の土質調査を行っても不適切であるため、調整池の3点とすること。

5) 地形及び地質（土地の安定性）

ア 土地の安定性の調査及び予測評価に関する解析結果とともに、その内容の透明性を確保するため、基礎的データを準備書に記載すること。

イ 熱海市のような土石流を防ぐため、表4.2-2(22) 6.予測の基本的な手法については、構造物の安定は定性的ではなく定量的に根拠を持って数値による予測評価を準備書において行うこと。また、「必要に応じて」ではなく構造物の安定計算のため必ず実施すること。

ウ 調整池Aについて、構造物が堰堤タイプなら堰堤部分の支持基盤のデータが必要であるため、堰堤部分に地点を設定すること。

6) 地形及び地質（地下水の変化）

- ア 本事業の実施区域及び周辺地域の水源（地下水・湧水、河川及びため池に係るものすべて）の詳細位置と利用状況を確認し、地下水・河川の涵養源（水の由来）や湧水の湧出機構と地下水流動を把握するための複数年の調査、水質分析（主成分分析及び酸素・水素同位体分析）、複数年の地下水位や河川流量の現地常時観測等を行ったうえで、それら水源を含む河川及び地下水に対する本事業の影響について科学的な調査結果に基づく予測評価を準備書において実施すること。
- イ 表 4.2-2 (25) 地下水に関する既存資料が示されていないため、影響範囲を「対象事業実施区域及びその周囲数 100m」と設定することは根拠が不明であり不適切である。そのため、地下水の利用状況等を記載し、項目選定から再検討すること。
- ウ 草地における降雨の浸透能は、土壌により異なるため現地調査により確認すること。

7) 地形及び地質（河川の変化）

- ア 河川の変化について、具体的な予測及び評価の手法が記載されていないため方法書に追加し公表すること。
- イ 準備書には、地下水・河川の調査及び予測評価に関する解析結果とともに、その内容の透明性を確保するため、基礎的データを記載すること。

8) 地形及び地質（重要な地形及び地質）

- ア ジオサイト等重要な地形及び地質への環境影響又は変化が予測された場合は、ユネスコ世界ジオパーク認定の位置付け及び景観の影響を踏まえた環境保全措置を準備書に記載すること。

9) 動物、植物、生態系

- ア 送電線工事、変電所・サイト A の開発行為に伴い、動植物の重要種、生態系への影響が懸念されるため、送電線工事においても掘削、造成等の地形改変を伴う行為がある場合、環境影響評価を実施すること。
- イ 表 4.2-2 植物（方法書頁 4.2-30）及び、表 4.2-2 動物（方法書頁 4.2-34）で記載される文献資料が不足している。地域特性を詳細に把握し、そのうえでそれらの生態を踏まえた確認適期、調査手法を網羅する現地調査計画とし環境影響評価を実施すること。
- ウ 施設下流の河川、ため池、水田に水生植物の重要種が生育している場合、土砂や悪化した水質の流入による影響が懸念されるため、施設下流の水生植物への影響も環境影響評価の項目に選定すること。
- エ 維管束植物だけでなく菌類（キノコ）の現地調査を少なくとも 2 季（春、秋）行うこと。また、巨樹・巨木林、いわれ木も環境影響評価の項目に選定すること。
- オ 表 4.2-2（方法書頁 4.2-30）に記載される「まもりたい静岡県の野生生物」は重要種

- の基準であって、「植生及び重要な群落」を把握するための文献ではないため、「植生及び重要な群落」を把握する文献について正しい内容に修正すること。
- カ 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-31) に記載される、現存植生図を作成する際に行う植生調査は、代表的な群落を対象とするだけではデータが不足しているため、植生調査は果樹園などの土地利用を除く、全ての植物群落を対象とし、各群落の立地や種組成が均質な場所に設置したコドラートで、植物社会学的手法に基づいた植生調査を実施すること。
- キ 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-30) に記載される「3. 調査地域」で、文献その他の資料調査の対象範囲 (メッシュ、市町字名など) が明確に記載されていないため、対象事業実施区域の周囲の範囲について、具体的な内容を記載すること。
- ク 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-31) に記載される「調査期間等」「目視観測調査」において、重要種を確実に確認するための時期は開花期での確認が最適であるが、文献調査で把握した重要種の中には、冬季に開花する種類が含まれている可能性があり、春夏秋の3季での確認ではこれらの種を同定することができないため、各種の確認適期である開花期を整理し、それらに基づいた調査時期を設定すること。
- ケ 表 4.2-2 (方法書頁 4.2-31) の、「文献その他の資料調査」に「入手可能な最新の資料とする。」とあるが、具体的に記載されていないため、文献資料を記載すること。
- コ 環境影響は直接的な影響と間接的な影響に区分されると思うが、現在の予測手法は直接的な影響のみとなっており、環境の変化に伴う間接的な影響を予測する視点が欠けている。間接的な影響の程度は植物種や群落ごとに異なる生態的特性に左右されるため、最新の知見等を活用した影響予測を行うこと。
- サ 工事による影響予測は重要種や重要な群落だけではなく、当該地域の植物相や植生への影響を評価し、工事後の消失程度とその影響に対する対策を検討する視点が含まれていないため、重要種や重要ではない群落も含めた調査範囲全域に設定すること。
- シ 工事中に想定される影響要因には、地形改変時の土砂の流亡や伐採木による日照条件の変化などが存在するが、それらの要因が考慮された予測時期の設定になっていないため、予測対象時期に工事中を追加し、工事中の影響要因を再度整理すること。
- ス 踏査対象の立地条件や植生タイプに偏りがあるため、現在の踏査ルートでは対象事業実施区域内の植物相を正しく把握することができない。このため、調査範囲内の全ての立地条件と植生タイプを網羅するルートに設定すること。
- セ 「植物種 (シダ植物以上の高等植物)」と「維管束植物」の記載があるため、記載方法を統一すること。
- ソ 方法書頁 4.2-31 に現存植生図の群落名の決定方法に関する記載がないため、現存植生図の群落名は、植生調査の結果から組成表を作成し、群落単位を抽出した上で決定する手順を記載すること。
- タ 希少猛禽類については、既存資料にあるオオタカを想定し、「猛禽類保護の進め方(改

- 訂版) (環境省自然環境局野生生物課、平成 24 年)に基づき、調査開始年に営巣地を確認し、確認できた後に営巣地の位置を考慮した地点配置で繁殖期 (1 月～8 月) 2 期間と非繁殖期を含む連続 2 年間の現地調査を実施すること。調査手法、調査結果、予測評価及び必要な環境保全措置については、静岡県内の猛禽類専門家複数人から助言を得て適切に対応すること。
- チ 対象事業実施区域に隣接する沢に土砂流出、濁水流入のおそれがあるため、カワネズミ、ハコネサンショウウオの現地調査を実施すること。
- ツ 文献調査において、コウモリ類、ムササビ、といった生息記録が確認されている。夜行性の重要種の生息確認のための現地調査を、各種の調査適期の夜間に実施すること。
- テ 希少猛禽類については、早春季から繁殖期 (巣材運び等) が始まる猛禽類が存在するため、早春季 (3 月) にも現地調査を行うこと。
- ト 爬虫・両生類調査の環境 DNA 調査は、調査地点、地点数、分析方法等を詳細に記載すること。
- ナ 湿地環境では重要な底生動物が生息する可能性があるため、水田雑草群落等の湿地環境においては、タモ網を用いた任意採集を行い、トンボ類のヤゴ、ゲンゴロウ類、水生貝類をはじめとした底生動物の確認をすること。
- ニ 魚類・底生動物の調査地点について、図 4.2-5 (方法書頁 4.2-37) 「St.1」より、土砂流出や濁水流入の影響を受けると考えられる上流側においても調査を実施すること。
- ヌ 調査適期である冬季調査の計画がないため、底生動物の調査時期について冬季の調査も実施すること。
- ネ 表 4.2-2 (32) (方法書頁 4.2-36) には、陸生貝類及びクモ類が含まれていない。調査対象として陸生貝類及びクモ類の現地調査を行うこと。
- ノ 表 4.2-2 (33) (方法書頁 4.2-38) 小型哺乳類捕獲調査において、対象事業実施区域内にススキ群落、水田雑草群落などの高茎草本群落が存在する場合、カヤネズミ等の生息確認すること。
- ハ 表 4.2-2 (38) (方法書頁 4.2-48) に記載される「生態系」の調査において、濁水の発生や雨水の流出状況が変化する状況において、河川・水域の生態系に対する調査及び予測評価を実施すること。
- ヒ 動植物及び生態系の調査では、調査年の異常気象等により平均的又は十分な調査結果が得られないことがあるため、気象の異常年検定を参考に、気温・降水量などの異常年に実施した調査でないことを示すこと。なお、異常年であれば再調査を行い、適切な年のデータに基づく環境影響評価を行うこと。
- フ 本事業の実施区域において、手続き中、工事中及び供用時にわたり、新たに重要な動植物及び生態系が確認された場合又は現段階で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、関係機関と協議のうえ、環境影響評価をやり直すとともに、その内容

を公表し、適切に対応すること。

10) 景観

- ア 表 4.2-2 (40) 対象事業実施区域周辺には、「富士箱根伊豆国立公園 (伊豆半島地域) 公園計画書」に基づく道路 (伊豆半島周回線)、歩道 (伊豆半島山稜線歩道)、園地 (巢雲山) などが分布していることから、これらの道路、自然歩道、園地を眺望地点として取り上げるとともに、道路や自然歩道については連続して景観が変化することから、シーケンス景観の視点を追加すること。また、環境影響評価の手続きを実施することになった葛城山、城山も追加すること。
- イ 集落周辺の眺望の良い場所や、地域に密着した視点がないため、周辺の地域からの眺望状況を調査項目に追加すること。
- ウ 「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書 日本の自然景観・東海版」 (環境庁編、1989) では特徴的な稜線として「伊豆スカイライン」があげられているため、景観資源として追加すること。
- エ 景観の調査時期は、地域特性を適切に把握する必要性から、四季 (春季、夏季、秋季、冬季) で実施すること。
- オ 表 4.2-2 (41) については 準備書において、フォトモンタージュ法による評価を行い、地域住民へ十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

11) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ア 表 4.2-2 (43) 対象事業実施区域周辺には、富士箱根伊豆国立公園の伊豆半島山稜線歩道や園地 (巢雲山) なども存在しているため、現在は地点だけの抽出となっている、登山道、遊歩道、自然歩道、散策路、ハイキングコース、サイクリングコースなどについて、線的に利用されている人と自然との触れ合い活動の場も抽出すること。その結果、対象事業実施区域周辺に人と自然との触れ合い活動の場が存在する場合は、土地又は工作物の存在及び供用についても項目を選定すること。
- イ 調査時期を1回に限定 (景観の現地調査時等にも随時確認とあるが、景観調査も1日と記載がある) すると、利用状況が把握できない場合があるため、人と自然との触れ合いの活動の場の調査期間については、利用時期が季節で限定されない場合は四季 (春季、夏季、秋季、冬季) で実施すること。

12) 産業廃棄物等 (造成等)

- ア 表 4.2-2 (46) 2.予測地域について、送電線工事も本事業に予定されているため、予測地域及び廃棄物量 (残土を含む) を加味すること。

13) 産業廃棄物等（施設の存在）

- ア 表 4.2-2 (46) 3.予測対象時期等について、「事業の終了時」とあるが、具体的な時期の記載がない。事業の終了時がいつなのか記載すること。また、処理処分に関する費用について、どのように捻出するのか方法書に追加し公表すること。
- イ 廃棄物予測の対象を、最終処分だけではなく、破損や将来劣化したソーラーパネルも含めること。また、廃棄処分については、方法書に追加し公表すること。

14) 反射光

- ア 表 4.2-2 (48) 3.調査地域について、反射光の調査範囲を対象事業実施区域から約 2,000mとした根拠が明確ではないため、約 2,000m とした理由を明確に記載すること。特に、方法書頁 2.1-1 において約 10km 離れた葛城山、城山からの景観を指摘されているため、そこを含めていない理由も記載すること。
- イ 7.予測地域について、配慮施設、住居等の以外に反射光により自動車などの運転に支障を与える可能性があるため、対象事業実施区域の直近を通過している伊豆スカイラインの道路上も準備書では予測地点に追加すること。
- ウ 9.予測対象時期は、3 ケースでは反射光の把握ができない。また、太陽との傾斜角から算出するため1年を通して算出可能であるため、3パターンではなく通年とすること。なお、パネルの東西側は反射光が届きやすいため、特に対象事業実施区域西側の別荘、伊豆市下白岩地区などはパネルの西に位置するため、準備書では予測地点に追加すること。
- エ 周囲への影響予測を適切に把握する調査及び予測手法・地点を再設定し、本方法書の手続き中に方法書を修正し、公表すること。なお、反射光による影響が発生した場合の環境保全措置（ソーラーパネルの角度調整等）の計画について準備書に具体的に記載すること。
- オ 10.評価の手法について、準備書では反射光をどのように回避または低減させたのか根拠を明確に記載すること。
- カ 図 4.2-8 変電所拡大図の下に民家等が隠れているため、変電所拡大図の位置を変えて下図にある民家等及び可視領域範囲を明確に見せること。その際、可視領域に民家等がある場合には、準備書では予測地点に追加すること。

第3 その他

1.地域交通への配慮

- ア 計画段階において、工事用資機材の搬出入及び工事車両が利用する道路が決定した

際は、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、地域住民や施設に対し積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明の実施、合意形成を図ること。また、工事用資機材の搬出入及び工事車両等で使用する道路においては、必ず交通安全対策を講じること。

- イ 工事用資材の搬入経路について、伊豆スカイライン等を使用する計画であるが、伊豆スカイライン西側の市道については、センターラインもなく城地区を通過する道路である。また、城地区では生活道路として利用されており、大型車とすれ違いもできない道路幅となっている。本事業において、大型車両の通行による沿線住民の道路利用への影響も懸念されることから、工事車両の通行においては一般の道路利用及び地域住民に影響が及ばないよう複数箇所での交通量調査の実施、工事中の誘導員などの配置等、道路使用計画の見直しも含めて再検討し、関係機関及び地域住民の理解を得るよう努めること。

2. 感染症対策

- ア 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、説明会や工事中及び発電設備供用開始後において、感染防止に努めると共に対策の具体的な計画を提示すること。また、感染拡大につながる事象が発生した場合には、直ちに関係機関に報告し対策を行うこと。

3. 行政手続きについて

- ア 地域森林計画の対象となる木の伐採等を行う場合は、森林法に基づく適切な対応（伐採届出等）を提出すること。
- イ 農業振興地域内農用地区域内農地が事業計画内に含まれることとなった場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、原則として農地転用はできない。
- ウ 農地が事業計画地に含まれることとなった場合は、農地法に基づいた適切な対応を行うこと。当該農地が農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域内に存在する場合には転用が厳しく制限されるため、担当部局に必ず確認すること。